

介護福祉士を目指す学生さんを応援します！

介護福祉士 修学資金貸付制度

介護福祉士修学資金とは

秋田県内外の介護福祉士養成校(以下「養成校」)に在学する学生の方に、無利子で修学費用の貸付を行う制度です。この修学資金については、養成校を卒業した日から1年以内に秋田県内で介護福祉士の業務に従事し、引き続き5年間(過疎地域※は3年間)従事した場合、返還が全額免除になります。

※過疎地域：秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部(旧河辺町)が該当

次の2つの条件を満たす方

- (1)養成校卒業後、秋田県内で介護福祉士の業務に従事する意思のある方
 - (2)学業成績等が優秀であり、経済的理由等により貸付が必要と認められる方
- ※他都道府県で本修学資金の貸付を受けている方は申請できません。

貸付
対象

貸付
金額

修学資金	5万円以内(月額)
入学準備金	20万円以内(入学後、初回の月額分に加算します)
就職準備金	20万円以内(最終回の月額分に加算します)
国家試験受験対策費用	4万円以内(卒業年度の4月分に加算します)

※生活保護世帯等の場合は、上記に加え生活費加算制度があります。

貸付
期間

養成校に在学している期間

申請
方法

各養成校に入学後、在学する養成校を經由して、当会に申請書類を提出してください。その際、養成校の長の推薦書の添付が必要です。

申請
期限

平成30年5月31日(木) 必着

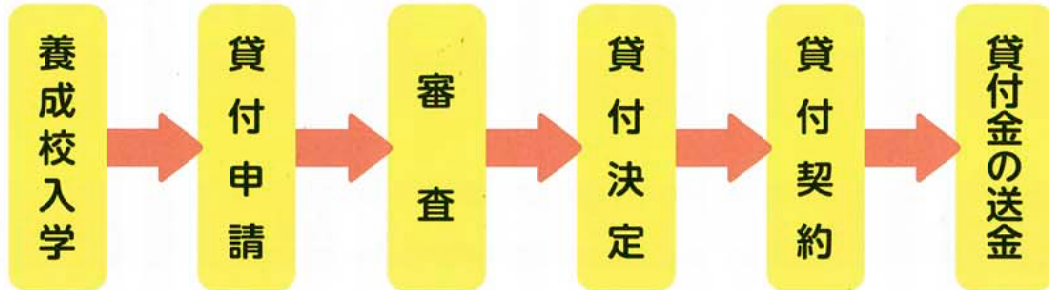
留意点

養成校入学後に途中で退学した場合や、養成校を卒業してから秋田県内で介護福祉士の業務に従事しなかった場合等は、貸付金を返還しなければなりません。





貸付申請の締め切り後、貸付審査会で書類審査を行い、養成校経由で結果を通知します。貸付が決定した場合は、契約を締結し、指定口座に貸付金を毎月振り込みます。



返還免除までの流れについて

養成校を卒業した日から1年以内※に、秋田県内の指定施設で介護福祉士の業務に従事する

※介護福祉士国家試験に合格できなかった場合等は3年以内

継続して5年間(過疎地域は3年間)当該業務に従事する

返還免除の申請

返還免除の決定

秋田県内の指定施設と介護福祉士の業務(例)

指定施設	業務
特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である介護職員
介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である介護職員
障害児通所支援を行う施設 児童発達支援センター 障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員
身体障害者更生援護施設 身体障害者更生施設	介護職員
救護施設	介護職員

上記指定施設と業務以外にも、対象となる場合があります。
※障害者施設や病院については、対象にならない場合がありますので、当会担当宛てに電話等で確認してください。

介護福祉士修学資金早期貸付のお知らせ

平成31年度以降、養成校に進学希望の方は、申請により、入学前に入学準備金(20万円以内)を借入することができます！
申込時期等詳細については、当会ホームページをご覧ください。

